

令和7年度 福祉施設の指定管理評価について

指定管理に関する例規集

【一部抜粋】

○地方自治法【昭和22年法律第67号】

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

○清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例【平成17年条例第90号】

（指定管理者による管理）

第8条 市長は、センターの目的を達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

○清須市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例【平成17年条例第61号】

（業務報告の聴取等）

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

○清須市清洲総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書【令和6年3月29日締結】

（業務報告書）

第24条 乙は、乙の管理業務及び経理の実施状況を点検し、次に掲げる事項を記載した業務報告書を3箇月ごとに作成し、甲に対して報告しなければならない。

- (1) 施設利用状況、利用者数、その他事業実績
- (2) 利用料金等の収入実績
- (3) 利用者等からの苦情とその対応状況
- (4) その他必要事項

（甲による業務実施状況の確認）

第25条 甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件への立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（甲による業務の改善勧告）

第26条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

清須市清洲総合福祉センター指定管理業務 実地調査実施結果表

指定管理者： 社会福祉法人清須市社会福祉協議会

確認項目	確 認 基 準	年度評価				備考
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
1 実施体制	人員体制	仕様書に従った人員を配置しているか	A	A	A	
	利用料金	利用者からの料金徴収や現金管理等が適切に実施されているか	A	A	A	
	記録管理	業務日誌等を適切に作成・保管しているか (特記事項あれば)	A	A	A	
		点検、修繕等の履歴を適切に整備・保管しているか	A	A	A	
	危機管理	危機管理に関するマニュアルが整備され、定期的に訓練等を行っているか ()	A	A	A	年2回実施
		避難経路は適切に確保されているか	A	A	A	
	個人情報保護	個人情報等の管理は適切か（事務室目視）	A	A	A	
	情報公開	業務報告書等情報を適切に管理しているか	A	A	A	
	その他					
2 サービスの内容や水準	利用者対応	施設の予約や利用等が、公平かつ適切に実施されているか	A	A	A	
		職員は名札を着用しているか（目視）	A	A	A	
		言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切であるか（目視）	A	A	A	
	利用案内	パンフレットや案内板等、利用方法をわかりやすく案内できているか (目視)	A	A	A	
	環境への配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされているか (内容)	A	A	A	
	苦情等の対応	苦情や要望等に対して迅速かつ適切に対応しているか	A	A	A	右記参照
	維持管理	清掃、警備、衛生の点検・管理を適切に行っているか（施設内目視）	A	A	A	
		施設、設備の点検・管理を適切に行っているか	A	A	A	
		施設、設備等について、利用に支障をきたすような状況で放置されている箇所はないか（目視）	A	A	A	
		必要な修繕を適切に行っているか（修繕内容 別添）	A	A	A	
		備品の状況（故障・不備内容 無）	A	A	A	
		施設内が清潔に保たれているか（施設内巡視目視）	A	A	A	
	外構等管理	外構や駐車場が良好な状態に保たれ、安全に利用することができるか (目視)	A	A	A	
		樹木や花壇等が見栄え良く適切に管理されているか（目視）	A	A	A	
		草刈りや除草はされているか（目視）	A	A	A	
	その他					
3 収支等	経理事務	経理事務を適切に行っているか	A	A	A	
	その他					
4 特記事項						

- 評価区分
S(優 良)＝ 協定書、仕様書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容であった。
A(良 好)＝ 協定書、仕様書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容で、指摘すべき課題等は無かった。
B(課題含)＝ 協定書、仕様書等の基準を遵守しているものの、指摘すべき課題等があり、解決済みである。
C(要改善)＝ 協定書、仕様書等の基準を遵守しているが、指摘すべき課題等があり、解決できていなかった。

主な要望・苦情等

内容	対応
センター西側の障がい者駐車場に設置してある車止めにつまづいたと苦情があった。	車止めが目立つよう、黄色のスプレーを噴射し注意喚起を図ることとした。
クーリングシェルターの期間外である10月中に2階のふれあいルームが暑いと苦情があった。	クーリングシェルターの期間外は、熱中症の「警戒」レベルとなる暑さ指数25を下回る場合、冷房を使用しないこととしていたが、体感温度で暑さを感じたため、一時的に冷房を稼働した。冷房停止後、扇風機を提案したが、使用には至らなかった。

事件・事故報告等

内容	対応
「障がい者サポートセンターきよす」での面談中に相談者が痙攣発作を発症した。	地域包括支援センター所属の看護師に対応を依頼し、本人指示により薬を服薬。 本人のかかりつけの医療機関へ電話連絡し指示を受け、センター内の和室で安静臥床させた。

清洲総合福祉センター 修繕状況
 指定管理者(清須市社会福祉協議会) 指定管理料からの負担分

令和3年度 修繕内容	金額	令和4年度 修繕内容	金額	令和5年度 修繕内容	金額	令和6年度 修繕内容	金額	令和7年度 修繕内容	金額
消化器取替	61,677	食器洗浄機用給水配管工事	78,870	排煙・換気高窓開閉装置修繕	440,000	1階給湯室電気給湯器修繕	44,550	雑用水濾過ポンプ分解整備工事	261,921
誘導灯設備本体取替	937,772	温水洗浄便座修繕	20,680	2階女子トイレダイヤフラム取替・手洗い器センサー掃除	13,200	つながり広場男子トイレ水漏れ修繕	22,000	第4会議室クロス張替交換工事	184,250
防火扉修繕	102,300	消防用設備取り換え	232,375	差動式スポット型感知器取替	25,850	2階エレベーター前防火扉修繕	29,700	第5会議室カーテン交換工事	146,300
ふれあいルーム女子トイレ配水管	213,840	事務室照明器具移設費	11,000			救助袋取扱説明板貼替工事	8,250	消化器取り替え	14,311
第4会議室ブラインド	13,200	食堂入口ドアクローザー取替修繕	73,700			差動式スポット型感知器取替	42,900		
2階女子トイレダイヤフラム取替	8,800	強化ガラス修理	91,850			外部倉庫錠前交換	38,467		
食堂カーテン取替	68,200	照明器具移設	11,000			排煙換気高窓開閉装置修繕	154,000		
厨房側溝補修	82,280					グランドマスターキー複製	4,400		
2階天井雨漏れ補修	210,430					飲料水加圧給水ポンプ修繕	308,000		
ヘルパー室照明器具取替	40,260					照明用リモコン機器更新	115,500		
第1会議室壁面マイク修繕	11,379					調理実習室系統排風機Vベルト交換	31,680		
非接触型センター式消毒器修理交換	11,000					雨水ろ過装置ろ過逆洗指示タイマー取替	123,200		
浄化槽つまり調査	11,000					非常用自家発電設備の燃料補充	37,400		
消防用設備取替	154,374					消化器取替	14,311		
電気温水器設置	1,805,364					館内表示の張替工事	63,800		
						自家発電鉛蓄電池取替工事	1,073,600		
令和3年度 修繕額	3,731,876	令和4年度 修繕額	519,475	令和5年度 修繕額	479,050	令和6年度 修繕額	2,111,758	令和7年度 修繕額	606,782

令和3年度修繕内容	金額	令和4年度 修繕内容	金額	令和5年度 修繕内容	金額	令和6年度 修繕内容	金額	令和7年度 修繕内容	金額
清洲総合福祉センター空調機器更新工事	20,900,000	空調設備改修工事	108,606,300	大規模改修工事	242,000,000	エレベーター改修工事監理	2,915,000	GR型複合受信機及び非常用放送設備更新工事	6,996,000
浄化槽エア配管取替工事	528,000	原水ポンプ取替工事	264,000			エレベーター改修工事	54,704,100	雑用水用汙過装置汙材入替作業・塩素注入ポンプ取替工事	1,100,000
浄化槽開口蓋取替工事	1,056,000					屋内消火栓ポンプ制御盤取替工事	969,100		
令和3年度 修繕額	22,484,000	令和4年度 修繕額	108,870,300	令和5年度 修繕額	242,000,000	令和6年度 修繕額	58,588,200	令和7年度 修繕額	8,096,000

令和 7 年度指定管理者評価結果

評価対象期間	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 3 1 日	施設所管課	社会福祉課
施 設 名	清須市清洲総合福祉センター		
指定管理者	社会福祉法人清須市社会福祉協議会		
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日		

評価結果

評価項目	評価結果	評価、改善すべき点等
1. 施設サービスの 実施体制	A	施設サービスの提供が適正に実施されている。また、修繕履歴等の記録管理、非常時のマニュアルの整備、訓練等も定期的に行っていることから、良好とした。
2. 市民サービスの 内容や水準	A	施設利用に係る、予約、利用等は適切に行われている。施設設備については、委託による定期的な清掃や保守を行っており、年数経過による修繕等も計画的に行われていることから、良好とした。
3. 施設の収入支出 の状況	A	令和 7 年度は市役所の南館改修工事により、会議室利用の減免件数が増加したことで、利用件数が増加している一方、利用料収入が前年より減少している。経理事務については、理事会を通じて委託業者の選定を行う等、適正な執行に取り組んでいるため、良好とした。
総合評価	A	大規模改修工事が行われ施設利用が活発になっている中、その利用に係る管理等が適切に行われている点、及び経理事務を適正に執行している点などを評価して、良好とした。

S = 優良、A = 良好、B = 課題含、C = 要改善

参考資料

	第 1 会議室	第 2・3 会議室	調理実習室	ボランティア ルーム	合計
令和 5 年度	9 6 件 3, 7 6 2 人	4 0 9 件 7, 3 8 2 人	8 1 件 1, 1 5 0 人	4 1 9 件 4, 3 2 8 人	1, 0 0 5 件 1 6, 6 2 2 人
令和 6 年度	8 5 件 3, 2 8 5 人	4 3 8 件 7, 7 8 1 人	1 0 8 件 1, 6 8 3 人	3 8 7 件 4, 8 1 2 人	1, 0 1 8 件 1 7, 5 6 1 人
令和 7 年度	2 2 5 件 3, 1 4 3 人	4 1 4 件 7, 1 7 9 人	1 2 5 件 2, 2 6 1 人	3 5 8 件 5, 2 8 9 人	1, 1 2 2 件 1 7, 8 7 2 人

年度	利用料収入額
令和 5 年度	6 1 4, 6 0 0 円
令和 6 年度	7 5 6, 7 2 0 円
令和 7 年度	7 3 8, 1 6 0 円